

# 神津島村国土強靱化地域計画

令和3年3月

神津島村

## 目次

第1章 国土強靱化の基本的な考え方 .....	1
第2章 対象とする災害と被害想定 .....	5
第3章 脆弱性評価 .....	11
第4章 脆弱性評価及び推進方針 .....	12
1. 最大限の人命保護 .....	12
2. 迅速な救助・救急、医療及び避難生活の環境確保 .....	18
3. 行政機能の確保 .....	26
4. 情報通信・情報サービスの確保 .....	28
5. 経済活動の機能維持 .....	32
6. ライフライン、交通等の早期復旧 .....	34
7. 二次災害・複合災害の抑制 .....	37
8. 強靱な姿で復興する条件の整備 .....	40
第5章 重点プログラムの設定 .....	43
第6章 計画の推進 .....	45

# 第1章 国土強靱化の基本的な考え方

## 第1節 計画の目的

近年、我が国では、気候変動の影響等による風水害の頻発や激甚化、南海トラフ地震などの巨大地震の発生等が懸念されており、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年12月施行）」に基づき、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、国土・産業政策も含めた総合的な国土強靱化を推進しています。国では「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定）（以下「基本計画」と言う。）を策定し、平成30年12月に変更しました。また、東京都においても、「東京都地域強靱化計画（平成28年1月）」を策定し、計画に基づく年次事業一覧を作成するなど、国土強靱化に関する施策を推進しています。

本村においても、大規模自然災害による甚大な被害を出さないよう、従来の「事後対策」から、様々な危機を想定した備えを行う「事前対策」を重視し、安全・安心で持続可能なまちづくりを推進するため、神津島村国土強靱化地域計画（以下「本計画」と言う。）を策定します。

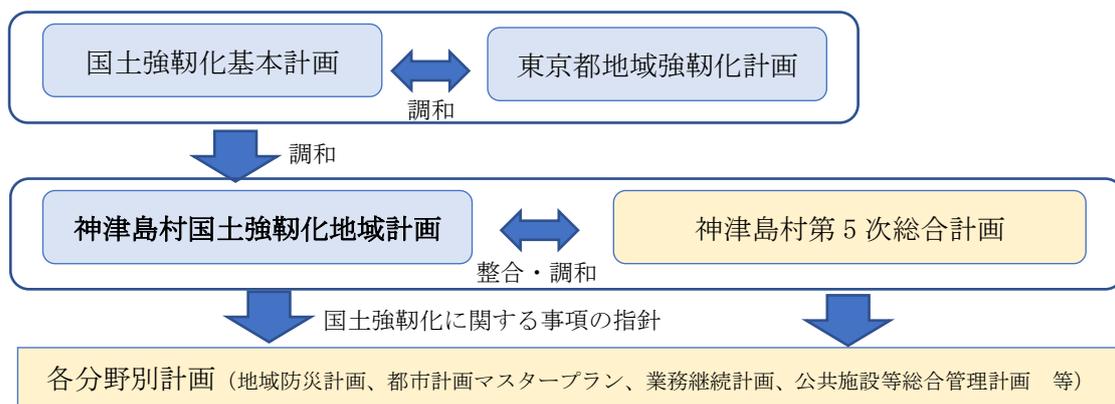
## 第2節 基本目標

本村は、住民、地域、企業及び国・都等と協働して、下記の4つを基本目標とした「強さ」と「しなやかさ」のある地域社会・経済の構築に向け地域強靱化への取り組みを推進します。

- ① 人命の保護を最大限図ります。
- ② 村の重要な機能が致命的な障害を受けないようにします。
- ③ 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ります。
- ④ 迅速な復旧復興を図ります。

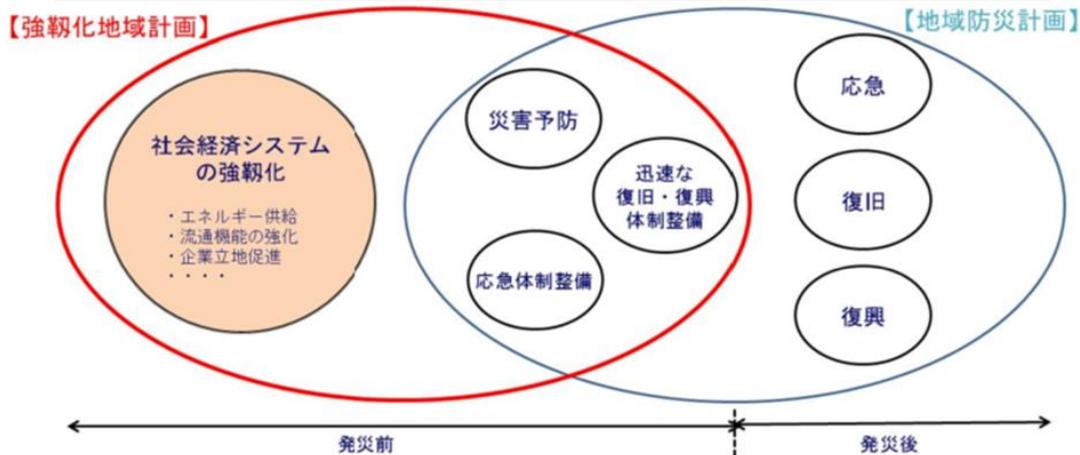
### 第3節 本計画の役割と位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画にあたります。本計画は、本村の総合計画と整合・調和を図るもので、国土強靱化に係る部分については、地域防災計画など様々な分野別計画の指針となります。本計画を手引きとし、関連計画を順次見直ししながら必要な施策を具体化し、国土強靱化を推進します。



【参考】本計画と地域防災計画との関係

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の重点化	○	—



### 第4節 計画期間

本計画は令和3年度（2021年度）から、令和7年度（2025年度）の5年間とします。計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととしますが、計画の軽微な変更等については、毎年度の進捗状況確認の中で対応します。

## 第5節 国土強靱化を推進する上で基本的な方針

基本目標を踏まえ、過去の災害から得られた経験を教訓として、事前防災及び減災、迅速な復旧復興等に向け、以下の基本的な方針に基づき推進します。

### 1 国土強靱化の取組姿勢

- 村の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかを、あらゆる側面から検証しつつ取り組みます。
- 短期的な視点によらず、時間管理概念をもちつつ、長期的な視野をもって計画的に取り組みます。
- 地域特性を活かした災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高めます。

### 2 適切な施策の組み合わせ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設や道路の整備、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を組み合わせた効果的な施策の推進、そのための体制を早急に整備します。
- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、行政と住民、企業が連携及び役割分担し、協働して取り組みます。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

### 3 効率的な施策の推進

- 行政需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえ、財源の効率的な使用による施策の持続性、重点化を図ります。
- 既存の社会資本の有効活用、施設の維持管理等により、効率的かつ効果的に施策を推進します。
- 国、都の施策、民間資金の積極的な活用を図ります。

### 4 個々の特性に応じた施策の推進

- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。
- 女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じます。
- 環境との調和や景観の維持に配慮し、自然環境の有する多様な機能を活用するなど自然との共生を図ります。

## 5 SDGs「持続可能な開発目標」の推進

- 地域の強靱化を通じて、SDGs が目指す持続可能な環境や社会の構築を推進し、SDGs のゴール（目標）の主に 9、11、13 の達成を目指します。
- ゴール 17 を踏まえ、村をはじめ、関係機関、企業や住民等の様々なステークホルダーの連携により地域の強靱化を目指します。

- SDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」とは、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、2016 年から 2030 年までの 15 年間で達成することを目指した国際社会共通の目標です。
- 持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（取組・手段）から構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

### 関連するSDGsのゴール



#### ゴール 9 産業と技術革新の基盤をつくろう

災害に強いインフラをつくり、全ての人が参加できる持続可能な経済発展を進め、新しい技術を生み出しやすくする。



#### ゴール 11 住み続けられるまちづくりを

まちや人々が住んでいるところを誰もが受け入れられ、安全で災害に強く持続可能な場所にする。



#### ゴール 13 気候変動に具体的な対策を

気候変動やそれによる影響を止めるため、すぐに行動を起こす。



#### ゴール 17 パートナーシップで目標を達成しよう

実施手段（目標達成のために必要な行動や方法）を強化し、持続可能な開発に向けて世界の国々が協力する。

## 第2章 対象とする災害と被害想定

### 第1節 本村の特性

#### 1 地形等条件

神津島は、伊豆諸島のほぼ中心にあり、利島—新島・式根島から連なる火山島のひとつで、南北6 km、東西4 km、面積は約18.58 km<sup>2</sup>です。太平洋プレートの沈み込み帯に沿って、フィリピン海プレート上に形成される火山フロントにあたり、主に流紋岩の溶岩ドーム群と溶岩流、火砕岩、火災サージ堆積物等からなります。地形的に変化に富み、島の中央には天上山が屹立し、それより南へ高処山・秩父山とらくだの背状に連なっています。

また、海岸部の多くは断崖となっており、浜は、前浜、長浜、返浜、多幸湾などがあります。

#### 2 社会的条件

本村の人口は1,913人（住民基本台帳、令和2年1月1日現在）で、年少人口281人（14.7%）、生産年齢人口1,045人（54.6%）、老年人口587人（30.7%）と高齢化が進展しています。

主な道路としては、赤崎と多幸湾を連絡する延長約12 kmの都道神戸山多幸線（都道224号線）があり、村道は約220路線、延長約70 kmが整備されています。

本土から神津島へのアクセスとしては、竹芝栈橋から高速船及び大型船で結ばれ、また、下田港からはフェリーが運航、季節航路として熱海港から高速船が運航しています。空路は、調布飛行場と飛行機で結ばれています。

主な産業としては、沿岸漁業が盛んで、組合員数400人弱（準組合員を含む）、漁船数は130隻程度、近年水揚げ金額は約10億円程あり、また、農業は組合員数400人弱、農産物出荷額が2千万円程度、レザーファン出荷額が約1千万円となっています。

来島者は、年間約4～5万人前後で、宿泊施設（キャンプ場を含む）は約45か所（総収容者数1,400人程度）で、観光客の消費額は約5.5億円程度と重要な産業となっています。

本村の公共建築物の多くは、新耐震基準以降に建設されていますが、一部は、旧耐震基準である1981年以前の建設で、公共施設全体の延床面積の約2割を占め、役場本庁舎など、改修・更新に至っていない施設もみられます。

なお、火山島であることから急峻な海岸地形が多く、海岸の背後の僅かな平坦～緩傾斜地の前浜地区に集落が形成され人口が集中しています。

## 第2節 対象とする自然災害

本村では、南海トラフ巨大地震による津波被害や元禄型関東地震、近海の群発地震などの地震動による被害、台風や豪雨による風水害や土砂災害など、様々な災害リスクが想定されます。

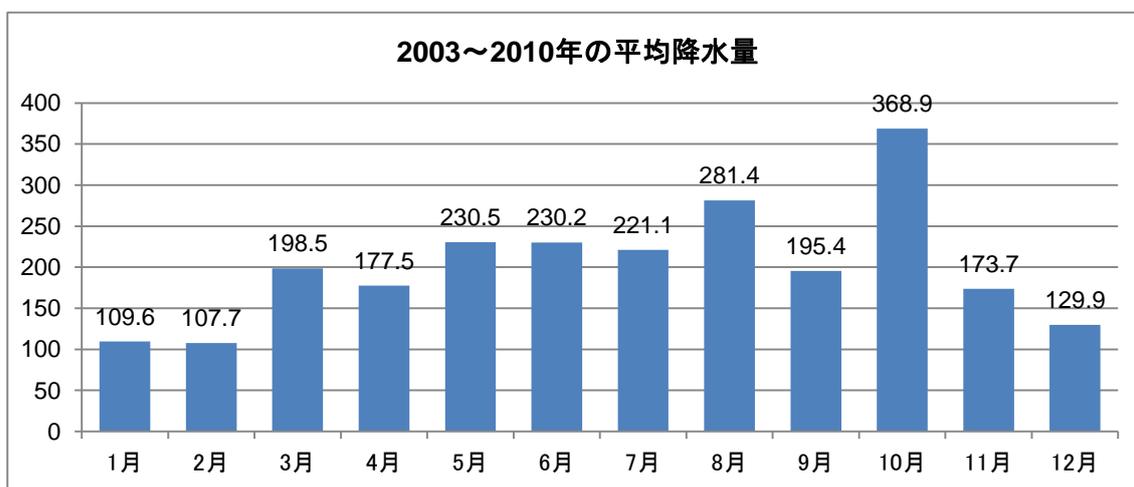
### 1 風水害（土砂災害）

伊豆諸島の気候区分は、黒潮の影響を受ける温暖多雨の海洋性気候で、降水量は年間平均3,000mm程度であり、全国平均降雨量1,700mmに比べて多くなっています。本村においては、平年値の年降水量は2,424.5mmで、台風の影響を受ける8月～10月に多くの降雨があります。

観測された、年最大降水量は2,929mm、日最大降水量は347mm、日最大1時間降水量は71mmです。2019年（令和元年）9月8日の台風15号では日最大瞬間風速58.1m/secを記録し、住宅被害や土砂崩落、道路の損壊、停電等の被害が発生しています。

本村は、全国でも有数の強風地帯であるとともに、波浪条件も厳しく、台風や風浪により離岸堤や護岸工、根固工の被害などが度々発生しています。また、天上山に源を発する神津沢は伊豆諸島最大の沢で、豪雨の際は濁流が氾濫することがあります。

本村の土砂災害警戒区域は294か所（うち特別警戒区域229か所）に上り、斜面崩壊等のリスクが高い地形条件にあり、地球温暖化に伴う海水温の上昇等により、台風の大型化、集中豪雨の頻発化などの傾向により、風害、土石流、高潮などの災害も懸念されます。



出典：気象庁

## ■神津島(神津島空港)の極値

要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位
日降水量 (mm)	347 (2006/8/8)	260.5 (2010/10/30)	258 (2004/8/23)	256 (2005/8/25)	251.5 (2012/3/5)
日最大10分間降水量 (mm)	21.5 (2018/9/25)	21 (2014/7/19)	17.5 (2016/8/24)	17.5 (2012/9/3)	17.5 (2010/7/8)
日最大1時間降水量 (mm)	71 (2018/9/25)	67.5 (2010/7/8)	58 (2016/8/24)	56.5 (2015/9/8)	55.5 (2012/3/5)
年降水量の多い方から (mm)	2929 (2010)	2753.5 (2019)	2728 (2006)	2726 (2004)	2590 (2020)
日最大瞬間風速・風向 (m/s)	58.1 東南東 (2019/9/8)	46.3 南南東 (2017/10/23)	44.8 南東 (2019/10/12)	43.7 南南東 (2017/10/22)	41.7 西北西 (2014/12/16)

出典：気象庁

## 2 地震・津波

伊豆諸島では、1923年の関東地震（M7.9）などのように相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震によって、強い揺れや津波による被害を受けたことがあります。また、関東地方東方沖合から伊豆・小笠原海溝沿い、三陸沖や東海沖・南海沖などの太平洋側沖合で発生するプレート境界付近の地震により、津波や強い揺れによって被害を受け、さらに、外国の地震によっても津波被害を受けたことがあります。

伊豆諸島の周辺では、火山活動に関連して、噴火の前後にやや大きな浅い地震や群発地震活動が発生して、局地的に大きな被害が生じることがあります。

最近では、2000年（平成12年）6月に始まった三宅島の火山活動（7月8日に三宅島山頂で噴火）に伴う三宅島近海～新島・神津島近海の断続的群発地震により、神津島近海を震源とするM6.4の地震が発生し、本村では最大震度6弱（7月1日及び9日）を記録しています。

斜面崩壊により死者1名、建物、道路、砂防施設、水道施設や農林水産施設、全島停電などの被害が生じました。村落及び道路等に大きな被害が集中し、斜面崩壊は、前浜や沢尻湾、長浜の火砕流堆積物が存在する地域で多く発生しました。

### ■平成12年新島・神津島近海地震の本村の主な被害

	被害内容
建物等	全壊2棟、一部損壊39棟、ほか土砂崩れにより神社本殿1棟全壊、学校3校中2校において、校舎壁の亀裂、石積崩壊等
公共土木施設等	河川施設4か所、都道11か所、村道39か所（土砂崩落、路面亀裂、路面沈下等）、砂防施設3か所、地すべり3か所、がけ崩れ29か所
農地・農業用施設	農道8か所、水路1か所
林地荒廃・林業用施設	林地荒廃・治山施設41か所、林道3路線
水産施設	水産施設（漁協の給油タンク、冷凍冷蔵庫の部分的埋没・破損等）、漁港施設6か所

出典：「平成12年（2000年）三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について」（平成15年9月19日）内閣府 ※農林水産業の被害は地震と台風の複合被害

■2000年（平成12年）7月1日 神津島近海を震源とするM6.4の地震の被害



出典：神津島村

今後の地震活動については、本村は、「首都直下地震緊急対策区域」、「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定され、南海トラフで発生する地震についてはM8～9クラスの地震が、今後30年以内の地震発生確率（算定基準日：2021年1月1日）は70%～80%と評価されています。また、神津島港では、最大津波高24.46m、最大津波の到達時間13.9分と推計されています。

■近年の震度4以上の地震回数

震度観測地点名（神津島：神津島村金長（神津島空港））統計期間1992年5月11～2019年末)

期間	震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7	合計
1990年代	20	3	0	0	0	0	23
2000年代	126	3	1	2	0	0	132
2010年代	3	0	0	0	0	0	3
合計	149	6	1	2	0	0	158

出典：気象庁：震度データベース検索

### 3 火山噴火

神津島の過去数万年に及ぶ噴火活動史の詳細は明らかになっていませんが、最新の活動は9世紀（838年）に起こった天上山火山の噴火です。

噴火の形態としては、流紋岩質マグマにより、火砕サージ・火砕流の発生や、火砕丘の形成等爆発的噴火のほか溶岩ドームの形成、溶岩流が浅海域を覆った部分で、二次爆発が発生した痕跡が認められています。

現時点における噴気活動は観測されていませんが、神津島の地下に現在もマグマの蓄積が進んでいる可能性を示唆する地殻変動が見られています。

#### ■噴火特性

○噴火の初期にはマグマ水蒸気爆発が発生する可能性が高く、山体成長が続けば火砕丘の形成から溶岩の流出へと活動様式が推移する可能性がある。
○流紋岩質マグマにより溶岩ドームが形成される場合には数ヶ月～数年間活動する可能性がある（9世紀には2～3年間程度噴火活動が継続した）。
○マグマと海水が接することによる水蒸気爆発、溶岩ドーム形成、溶岩流・溶岩ドームが沿岸部に達することによる二次噴火等、火口位置により噴火活動が多様である。
○大規模なマグマ水蒸気噴火が発生した場合には、その影響が隣接の島（新島・式根島）に及ぶ可能性がある。
○大規模な地震あるいは地殻変動等が発生した場合、山体崩壊や地すべり及びそれに伴う津波が発生する可能性がある。

出典：神津島火山避難計画

#### ■噴火ケースと火山現象

噴火ケース		火山現象
浅海での噴火	マグマ水蒸気噴火	火砕サージ、火砕流、噴石、火山灰、津波（小規模）、降灰後の土石流
	マグマ噴火	火砕サージ、火砕流、噴石、火山灰、溶岩流（溶岩ドーム）、降灰後の土石流
	二次噴火	噴石、火砕サージ、火砕流、津波（小規模）
島内での噴火	マグマ水蒸気噴火	火砕サージ、火砕流、噴石、火山灰、降灰後の土石流
	マグマ噴火	火砕流、噴石、火山灰、溶岩流（溶岩ドーム）、溶岩崩壊型火砕流（小規模津波）、降灰後の土石流

出典：神津島火山避難計画

#### 4 想定するリスク

住民の生活・経済に影響を及ぼすリスクとしては、大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、近い場所での地震、南海トラフ地震等の大規模自然災害が遠くない将来に発生する可能性があることと予測されていること、地球規模での気候変動に伴う台風の巨大化や短時間豪雨の増加傾向など、大規模自然災害はひとたび発生すれば、甚大な被害をもたらすものとなることから、まずは大規模自然災害を想定した目標とします。

本計画で対象とする「想定するリスク」は、今後、高い確率で発生が懸念され、特に甚大な被害が発生する可能性のある次の3つの災害を対象とします。

想定するリスク	理 由
地震 津波	○本村は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、今後30年以内に南海トラフでM8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%となっており、地震や津波発生の危険性は年々高まっています。 ○近海でM6.5の地震の発生(2000年)。震度6弱も含め、元禄型関東地震などのリスクがあります。
風水害 (土砂災害)	○本村は台風等の豪雨による浸水、土砂災害、高潮等による災害の経験があります。 ○近年、地球温暖化等の影響を受け、台風が大型化しているほか、全国各地で集中豪雨による被害も激化しています。
火山噴火	○本村での近年の火山噴火はありませんが、噴火した場合は全島避難や甚大な被害を受けることが想定されます。

## 第3章 脆弱性評価

### 第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本計画では、4つの基本目標を達成するため、8つの「事前に備えるべき目標」と25の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定します。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	最大限の人命保護	(1) 地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
		(2) 津波等による多数の死傷者の発生
		(3) 風水害や土砂災害等による多数の死傷者の発生
		(4) 火山噴火による多数の死傷者の発生
2	迅速な救助・救急、医療及び避難生活の環境確保	(1) 生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		(2) 長期にわたる孤立地域の発生
		(3) 消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足
		(4) 大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
		(5) 医療・保健・福祉機能の麻痺
		(6) 被災者の健康状態の悪化、感染症等の大規模発生
3	行政機能の確保	(1) 行政職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下
4	情報通信・情報サービスの確保	(1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		(2) 情報サービスの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ
5	経済活動の機能維持	(1) サプライチェーンの寸断や施設等の被災等による経済活動の低下
		(2) 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下
6	ライフライン、交通等の早期復旧	(1) ライフラインの長期間にわたる機能停止
		(2) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		(3) 基幹的な交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
		(4) 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	二次災害・複合災害の抑制	(1) 複合災害等の大規模な二次災害の発生
		(2) 防災インフラ等の機能不全や土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		(3) 農地、森林等の荒廃
8	強靱な姿で復興する条件の整備	(1) 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		(2) 人材不足、地域コミュニティの崩壊等による復興の大幅な遅れ
		(3) 生活・経済支援の遅延による復旧・復興の大幅な遅れ

### 第2節 脆弱性評価を行う施策分野

本計画では、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策分野として、以下を設定し評価を行います。

個別施策分野（5項目）	横断的分野（3項目）
① 行政機能	① リスクコミュニケーション
② 健康・医療・福祉	② 老朽化対策
③ 情報通信	③ 地域づくり
④ 経済・産業	
⑤ 教育・文化	

## 第4章 脆弱性評価及び推進方針

### 1. 最大限の人命保護

#### 1- (1) 地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生

##### ① 住宅、不特定多数が集まる施設等の耐震化の推進(建設課・総務課)

###### 【脆弱性の評価】

- 本村の住宅は築年数が経過している建物が多く、耐震性の向上の必要があります。
- 公共施設等については、老朽化しているものもあり、耐震化や天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、安全対策等を進める必要があります。

###### 【強靱化の推進方針】

- 耐震診断、耐震改修等の助成促進により住宅等の耐震化を総合的に推進します。また、「神津島村公営住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な修繕等を進めます。
- 防災上重要な施設は、「神津島村公共施設等総合管理計画」に基づき建物及び非構造部材の耐震化を継続して推進します。

##### ② 道路、避難路、沿道建築物等の耐震化の推進(総務課・建設課・企画財政課・東京都)

###### 【脆弱性の評価】

- トンネル(2本)及び橋梁(5本)や法面等の定期点検を実施し、通行の安全性を確保するとともに、必要に応じ修繕等の対応を図る必要があります。
- 集落内道路は、狭隘な道路が多い現状でもあり、道路の耐震化、整備を促進する必要があります。
- 建物をはじめ、窓ガラスや看板等の工作物の脱落、ブロック塀、電柱の倒壊などによる危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要があります。

###### 【強靱化の推進方針】

- 都道の一部狭隣区間における整備の促進、村道とりが沢線(86号線)の都道格上げと改修、大黒根トンネルの延伸を要請します。
- 村道121号線の延伸新設、村道120号線、清掃センター(ごみ焼却場)から村道沖の沢線までの改修及び新設、村道1号線から空港までの路線の改修及び橋梁の改修等を計画的に推進します。
- 農道さぎや沢線等の改修整備を計画的に推進します。
- 道路施設の点検、維持管理、老朽化対策を進め、道路の致命的な損傷を防止するため、神津島村道舗装長寿命化(修繕)計画、橋りょう長寿命化計画に基づき村道の整備を計画的に推進します。
- 避難路・輸送道路などの沿道建築物等の倒壊を避けるため、これらの耐震化や倒

壊危険物の除去に努めるとともに、必要箇所における道路無電柱化に努めます。

- 倒壊した電柱の早期撤去・復旧、道路啓開に向けた事業者等との連携体制を強化します。
- 避難路沿道の老朽化した空家は除去等の対応を促します。

### ③ 出火・延焼の抑制(空港消防所・総務課・建設課)

#### 【脆弱性の評価】

- 本村では、密集性が高い地区もあり、強風による延焼火災の可能性も抱えていることから延焼防止対策が必要です。

#### 【強靱化の推進方針】

- 震災時の火災被害軽減のため、建物の不燃化や老朽空き家対策を行い、燃え広がらないまちづくりを推進します。
- 円滑な消防活動のため、防火水槽及び自然水利を消火用水として活用できるように水際へのアクセス性を改善するなど、消防水利の整備を促進します。

### ④ 地域防災力の向上(総務課・産業観光課・教育課)

#### 【脆弱性の評価】

- 地域の住民が自分たちの生命・財産を守るため継続して防災訓練等を実施できるよう支援を行っていく必要があります。
- 観光客、住民等に対するの災害関連標識等の外国語標記も含め、防災知識等の支援をしていくことが必要です。
- 家具の転倒防止策や身を守る行動等について、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

- 消防団員の確保、装備・訓練の充実強化を進めるとともに、災害対応機関等の装備資器材の充実、各種訓練等による災害対応能力及び連携能力を向上させます。
- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、応急手当の普及や自治会等の充実強化、学校等における防災教育の推進など協力体制を築きます。
- 地区防災計画制度等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促します。
- 家具類転倒防止器具の取付け、耐震シェルターの設置や身を守る行動の取り方など住宅内での安全対策について普及啓発を進めます。

## 【主要事業】

- ・公営住宅の整備（鉄砲場第 6 住宅建築工事、鉄砲場第 2.3.4 住宅外壁防水工事）
- ・公共施設の耐震化等
- ・幹線道路の整備（高校東側新設道路、村道 121 号線延伸新設、村道 120 号線、清掃センター～村道沖の沢線までの改修・新設、村道 1 号線～空港までの路線改修及び橋梁の改修等）
- ・生活道路の整備（道路排水施設整備（村内 24 路線））
- ・農道の整備（農道柑ヶ沢線排水改良、農道さぎや沢線）

## 1－(2) 津波等による多数の死傷者の発生

### ① 海岸保全施設の整備・耐震化（建設課・産業観光課・東京都）

#### 【脆弱性の評価】

- 堤防・護岸等の海岸保全施設等については、発生頻度の高い津波への対応や耐震化・液状化対策等を計画的に進める必要があります。
- 海岸保全施設等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

- 堤防・護岸等については、レベル 1 津波を対象として、都と協力し、嵩上げや耐震化、液状化対策等を計画的かつ着実に進めます。
- 神津島港の西防波堤の延伸整備や三浦漁港における沖泊地及び徳目岸壁の整備など、都と協力し、安全に接岸・停泊できる港内水域の拡充、波高低減対策を促進します。
- ライフライン施設など重要施設の新設の際には、津波浸水被害等がない地域への立地を促進します。
- 堤防等の整備に当たっては、漁業、海水浴利用等を十分踏まえた上で、自然との共生及び環境との調和に配慮します。
- 長浜海岸の中央部浸食について、離岸堤を前方に移設するよう都に要請し、砂浜の保全・維持に取り組みます。

### ② 津波避難対策の促進、早期避難の徹底（総務課・建設課・産業観光課・福祉課・教育課）

#### 【脆弱性の評価】

- 避難行動の遅れが人的被害に直結することから、津波浸水想定のお知らせや避難訓練を促進する必要があります。
- 津波到達までの時間が短く、神津都市計画臨港地区・海岸の利用者が高所などへ避難できない地区においては、津波避難施設を整備する必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

- 法面崩壊等の防止、沿道建物の耐震化など道路閉塞対策を進めるとともに、避難場

所・避難路の確保を進めます。

- ▶ 神津島港の港まちづくりとして、南海トラフ巨大地震の津波でも対応可能な津波避難タワーの整備を促進します。
- ▶ 津波ハザードマップの周知をはじめ、海拔情報の表示や津波避難場所看板、避難誘導サインなど現地情報の整備を進めます。また、沢尻湾、長浜海岸、赤崎に設置されている地震津波避難場所案内板の周知により、安全・安心の確保に努めます。
- ▶ 津波避難行動の啓発や実践的な避難訓練を促進するとともに、住民・観光客等への情報伝達手段の多様化を図り早期避難の徹底に努めます。
- ▶ 近隣レベルにおいて、避難行動要支援者等の把握、高齢者等への避難支援など相互支援ができるよう、津波避難計画の作成・具体化を促進します。
- ▶ 教育施設、社会福祉施設などでの津波避難訓練の推進、津波避難行動マニュアルの整備を促進します。また、海水浴客、釣り客、ダイバー等の避難体制の確立を図ります。

### ③ 南海トラフ地震臨時情報に係る防災対策の推進（総務課）

#### 【脆弱性の評価】

- ▶ 南海トラフ沿いの大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合、気象庁から発表される臨時情報を活用した防災対応を実施する必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

- ▶ 南海トラフ地震臨時情報を十分に活用し、住民の被害軽減につなげる防災対応を実施するとともに、村、都及び防災関係機関等が連携し、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制を確立します。

#### 【主要事業】

- ・神津島港西防波堤延伸促進事業
- ・津波避難タワー整備促進事業
- ・神津島港駐車場の整備促進
- ・三浦漁港船客待合スペースの整備促進
- ・三浦漁港沖泊地及び特目岸壁の整備

## 1- (3) 風水害や土砂災害等による多数の死傷者の発生

### ① 風水害（土砂災害）対策の推進（総務課・建設課・産業観光課・東京都）

#### 【脆弱性の評価】

- 本村では地形上、洪水による大規模な浸水の危険性はあまりありませんが、大型台風等の増加に伴って、高潮災害や高波・風害の防止が必要です。
- 気候変動等の影響による集中豪雨、大型台風等の増加、更には地震に伴う崖崩れや落石、道路崩落など土砂災害の発生リスクが高まっていますが、土砂災害危険箇所の整備率は低い状況であり、砂防施設等の整備を促進する必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

- 高潮・高波対策として、都と協力し、海岸堤防の適切な維持・管理等を促進します。
- 風害対策として、送電設備や通信設備の倒木等による途絶の防止のため、沿道の樹木の剪定や伐採、工作物等の飛散防止に努めます。
- 斜面崩壊や土石流など大規模な土砂災害を防止・軽減するため、都と連携し、砂防堰堤や法枠工などの砂防施設の整備と急傾斜地崩壊対策を推進します。
- 森林の保全・整備による治山対策をはじめ、自然回復が困難で二次災害のおそれがある山地については、都と協力し、治山事業により復旧を図ります。
- 都と協力し土砂災害警戒区域等の指定を促進するとともに、危険な箇所を周知します。
- 土砂災害等により、道路が寸断され、避難等ができなくなる可能性がある地域については、代替路など防災性向上を図る道路整備を推進します。
- 施設等の整備に当たっては、自然環境に配慮した整備手法の導入等に取り組みます。

### ③ 警戒・避難体制の整備（総務課）

#### 【脆弱性の評価】

- 津波浸水域や土砂災害警戒区域等の防災マップを作成し、避難場所や危険な地域の確認を促していますが、より一層周知及び活用に努めていく必要があります。
- 気象警報や土砂災害警戒情報等を住民に提供するとともに、避難指示等の判断に活用していますが、伝達手段の多様化など警戒避難体制の構築を図る必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

- 住民がより適切な防災行動がとれるよう、各種ハザードマップ作成をはじめ、警戒レベル、避難情報の種類など防災情報の周知を図ります。
- 防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急速報メール、ホームページ、SNS、サイレン、広報車等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図ります。
- 台風接近時における事前の防災行動を時系列に沿って整理した防災行動計画（タイムライン）について、普及・充実を進めます。

## 1- (4) 火山噴火による多数の死傷者の発生

### ① 火山防災対策の推進(総務課・建設課)

#### 【脆弱性の評価】

- 本村の火山は、他の伊豆諸島に比べ噴火の頻度が低い状況ですが、噴火した場合には甚大な被害が想定され、噴火警戒レベルの運用に伴い、警戒避難等の円滑な対応に向け準備する必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

- 神津島火山避難計画に基づき、それぞれの警戒レベル、噴火が発生した場合の立入り規制及び避難の目安等の周知、対応を準備します。
- 噴火時には短時間で居住地域等に影響が及ぶことから、関係機関等と連携し監視観測機器の整備や観測体制の強化等により、噴火兆候の早期把握に努めます。また、迅速な避難を実施するため、実効性の高い避難マニュアル等を策定します。
- 火山被害が想定される地域においては、都と連携し、火山砂防事業として、土石流を対象とした堆積工などのハード対策を行います。

## 2. 迅速な救助・救急、医療及び避難生活の環境確保

### 2- (1) 生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

#### ① 非常用備蓄の促進(総務課・福祉課)

##### 【脆弱性の評価】

- ▶ 住民に対し、7日間程度の食料等の家庭備蓄、ローリングストックを呼びかける必要があります。
- ▶ 村は、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に必要な物資の備蓄拡充に努めるとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を促進することにより、流通備蓄の確保を図る必要があります。
- ▶ 停電時に備えた防災拠点施設の自家発電設備の整備を図る必要があります。
- ▶ ガソリンや自家発電設備の燃料の不足により、災害対応や生活支障が生じる可能性があることから、燃料の備蓄や災害時における燃料供給体制の整備を図る必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

- ▶ 家庭及び事業所での食料・飲料水・生活必需品・ポータブル燃料・簡易トイレ等の備蓄を図るため働きかけを強化します。
- ▶ 村は、避難所の避難者及び避難所外避難者に食料・飲料水・生活必需品等を提供するため、公的備蓄を充実します。
- ▶ 災害時において不足する物資の確保を図るため、広域の自治体間、民間企業、団体等との連携強化により調達体制の整備、流通備蓄等の確保を図ります。
- ▶ 公共施設における電力供給停止に備え、自家発電設備など非常時バックアップ体制の整備を促進するとともに、燃料供給業者、国、都や石油関係団体等と連携したガソリン・重油・LPガスなど燃料供給体制の整備を図ります。
- ▶ 避難所への省電力機器、自家用発電設備や太陽光発電及び蓄電池の整備など自立・分散型エネルギーの導入を推進し、エネルギー供給源の多様化や分散化を図ります。
- ▶ 太陽光パネルを設置し電気自動車に充電をするステーションの活用を推進します。

#### ② 救援物資受入体制の整備(総務課)

##### 【脆弱性の評価】

- ▶ 島外から支援物資を受け入れる物資集積拠点のほか、様々な災害に対応できるよう、補完する候補施設を関係機関や民間施設も含めて選定し、受入体制の拡充を図る必要があります。
- ▶ 物資の受入手順や体制等を定める受援計画の策定、定期的な検証や見直しが必要です。また、災害時の相互応援協定等に基づき、国や都、関係機関等と連携した訓練等

を実施し、見直しや実効性の向上を図る必要があります。

- 支援物資の輸送に関し、民間企業や各種団体等との応援協定の締結を進める必要があります。
- 支援物資のプッシュ方式の輸送に対応し、指定避難所への物資輸送について、ラストマイルを中心とした搬送計画についても検討しておく必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

- 島外から支援物資を受け入れる輸送ルートの確保、物資集積場所の整備に努めるとともに、物資の受入手順や体制等を定めた受援計画等を策定します。
- 支援物資のプッシュ方式の輸送に対応し、指定避難所への搬送について検討するとともに、協定を締結している企業等については、定期的に情報交換や連絡窓口の確認等を行うなど連携体制の維持・強化を図ります。

### ③ 緊急輸送道路などの災害対応力の強化(総務課・建設課・産業観光課・東京都)

#### 【脆弱性の評価】

- 物資の供給や救援・救護を確実にするため基幹道路等についての更なる整備、補完する村道や農林道も含め引き続き防災対策を推進する必要があります。
- 島外から物資を受け入れる際の拠点となる港湾・漁港・空港施設等の耐震化等の推進、臨時ヘリポートの確保等を進める必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

- 都と連携し、陸・海・空の輸送基盤の防災対策等を着実に進めるとともに、複数輸送ルートの確保を図るなど平常時の輸送力を強化します。
- 被災時における迅速な救援・救護を確実にするため、都と連携し、道路の計画的な整備をはじめ、橋梁及びトンネルの信頼性・安全性を確保する維持管理などにより災害に強い道路ネットワークの構築を図ります。
- 村道、農林道等については、法面等の整備、狹隘道路の拡幅や線形改良、舗装などきめ細かな整備・改良に努めます。
- 都と連携し、海上から物資を受け入れる際の拠点となる港湾施設の耐震化等の推進、神津島空港の活用や神津島臨時ヘリポートの適切な管理を行います。
- 都と連携し、三浦漁港の沖側船揚場の整備及び静穏度確保に向けた係留施設の整備等、漁船など小型船が安全で安心して停泊できる漁港の拡充を促進します。
- 熱海ルート高速船の定期航路化及び島外と結ぶ海路、空路の充実を関係機関に要請します。

### ④ 水道施設の耐震化等(環境衛生課)

#### 【脆弱性の評価】

- 大規模災害による長期断水を防ぐため、簡易水道施設の耐震化や老朽化対策を推進

するとともに、多様な水源利用の検討を進める必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

- 本村に 6 か所ある水源を定期的に調査し、適切に管理するとともに、老朽化が進む水源施設の計画的な改修を図ります。
- 簡易水道の長期間にわたる供給停止を防ぐために、前浜地区、多幸湾地区、沢尻地区、鯖崎地区の 4 地区の基幹管路や大沢配水池の耐震化、配水池との連絡管の整備及び老朽化対策を促進します。また、緊急遮断弁の設置、緊急時に非常用発電機が稼働するよう燃料の確保に努めます。
- 災害時の水道供給体制として、非常用飲料水の確保や応急復旧用資機材、仮設浄水システムの整備、都や他自治体への応援協力要請を含む復旧応援体制の強化を進めます。

#### 【主要事業】

- ・三浦漁港沖側船揚場の整備事業
- ・三浦漁港係留施設の整備
- ・複数水源の確保(1号井改修工事設計業務)

## 2- (2) 長期にわたる孤立地域の発生

### ① 道路や港湾等における防災対策の強化(総務課・建設課・産業観光課・東京都)

#### 【脆弱性の評価】

- 本村では、道路の通行止めにより孤立エリアの発生が懸念され、道路や港湾等における防災対策を進める必要があります。
- 孤立を迅速に解消するため、都、民間事業者等と連携し、道路や航路等の早期啓開体制を整備する必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

- 基幹道路の耐震化や土砂災害防止対策、孤立する可能性のあるエリアに通じる道路防災危険個所の対策、農道等も含めた代替ルートを確認します。
- 孤立を迅速に解消するため、都、建設会社等と連携し、道路の早期啓開体制の整備に努めます。

### ② 孤立対策の充実(総務課・情報通信課・福祉課)

#### 【脆弱性の評価】

- 大規模災害による孤立に備え、衛星携帯電話など通信手段を確保するとともに、避難所等に必要な資機材・食料等の分散備蓄を進める必要があります。
- 地域の住民に対して、平素から食料、飲料水の備蓄などの周知を図るとともに、孤立が長期化した場合の集団避難について、都等関係機関と検討する必要があります。
- 空からの救出・救助や物資の輸送等を行う消防防災ヘリコプターの活用、ヘリコプター離着陸場の整備、船舶による緊急輸送に係る環境整備を促進する必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

- 大規模災害による孤立に備え、通信サービスの充実、衛星携帯電話、非常通信用回線など災害時に大きな干渉を受けない通信設備の配備を促進します。
- 長期にわたる孤立対策として、指定避難所等に資機材・食料、生活必需品等の分散備蓄を進めます。また、指定避難所への省電力機器や自家発電機器の導入及び燃料の備蓄・確保に努めます。
- 必要量の食料、飲料水の備蓄、携帯ラジオ等の備えなどの家庭内備蓄の周知・促進を図ります。
- 警察、消防、自衛隊、海保の航空部隊を早期投入した孤立者の搬送、救出・救助や物資の輸送等を行うため、ヘリコプター等の派遣要請の迅速化を準備します。
- 平時より地理空間情報の整備・更新、空輸可能エリア等の把握に努め、ヘリポートの維持管理を促進します。また、海路からの物資や人の輸送方法を検討します。

## 2- (3) 消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足

### ① 救助・救急機関等との連携の強化（総務課）

#### 【脆弱性の評価】

- 大規模災害時に救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等との、平時から連携を密にして情報共有等を行い、災害対応能力を向上させる必要があります。
- 全国から派遣される救助機関等の受入手順等について、国や都、関係機関等と連携した訓練等を行うなど受援体制の強化を図る必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

- 警察、消防、自衛隊や海保のほか、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）など各機関等の応援部隊の受け入れ、東京消防庁応援協定等を踏まえた広域受援体制を整備します。また、各機関の受入手順や体制等を定める受援計画を策定するとともに、連携を強化するための各種訓練を実施します。

### ③ 消防力の充実（総務課・情報通信課・空港消防所）

#### 【脆弱性の評価】

- 救出・救助活動の中心となる消防等について、体制強化等を図るほか、消防施設の耐震化を進めるとともに、災害対策用の資機材や情報通信基盤の充実を図る必要があります。
- 地域防災の中核を担う消防団員については、自治会や事業所と連携して加入の働き掛けを強化するとともに、装備資機材の充実を図る必要があります。
- 大規模災害時の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティが大きな役割を果たすため、防災活動の活性化、地域防災リーダーの育成等に努める必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

- 空港消防所の人的体制の維持・充実を図るとともに、通報受診体制の強化、施設の耐震化、災害対策用の装備資器材を進め消防力の強化に努めます。
- 消防団への加入の働き掛けの強化により消防団の定員（210名）確保を図るとともに、必要な機材の整備と消防訓練の充実に努めます。
- 大規模災害時の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等のため、自治会の防災活動の活性化や資機材の充実、救命講習等の開催、防災士のなど地域防災リーダーの養成・活用など、地域の防災力の向上に努めます。

## 2- (4) 大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

### ① 観光客・帰宅困難者への対策(総務課・福祉課・産業観光課)

#### 【脆弱性の評価】

- ▶ 本村には、海水浴場、観光地や施設、イベントが数多くあり、災害時には観光客や来訪者が帰宅困難になる可能性があるため、帰宅困難者の滞在場所や備蓄を確保する必要があります。
- ▶ 観光客・帰宅困難者に対し、適切な情報提供や支援を行うため、観光施設、旅客施設等を活用する必要があります。
- ▶ 帰宅するために必要な交通インフラを早期稼働するため、関係機関や事業者等と連携し、港湾や空港等の早期復旧体制を整備する必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

- ▶ 帰宅困難者の一時滞在場所となる避難所などの公共施設、観光協会や宿泊施設等と連携した受入スペースの拡充を図るとともに、毛布、食料、医薬品等備蓄品、簡易トイレや発電機など防災資器材等を確保していきます。
- ▶ 事業所等に対し、来訪者等が帰宅困難になる場合を想定し、その場に留まれるよう緊急物資備蓄の促進、業務継続計画（BCP）策定を促します。
- ▶ 都の応援協定に沿い、観光施設、旅客施設等を災害時帰宅支援ステーションとして活用し、情報提供体制を整備します。
- ▶ 交通インフラを早期に稼働するため、関係機関や事業者等と連携し、港湾や空港等の早期復旧や代替輸送の確保のための体制づくりを進めます。

## 2- (5) 医療・保健・福祉機能の麻痺

### ① 医療機関の稼働対策や重傷者の広域搬送(保健医療課・総務課)

#### 【脆弱性の評価】

- ▶ 神津島村国民健康保険直営診療所の災害時のエネルギー供給や医薬品・医療資機材の供給・調達など稼働対策を強化していく必要があります。
- ▶ 大規模な災害時において、発生する多数の負傷者への応急処置・搬送・治療など、適切な医療の提供について検討する必要があります。
- ▶ 重症患者の広域搬送等を搬送手段の運用の検討、災害派遣医療チームDMAT等の受け入れを円滑に行う必要があります。
- ▶ 災害時に医療支援が必要な難病患者等に対して迅速な対応ができるよう、支援体制の強化を図る必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

- ▶ 診療所の非常用電源設備の更新のほか、医療設備の耐震化、透析医療機器の更新、水道・エネルギー等の応急供給体制の強化など稼働対策を進めます。

- 都など関係機関との連携のうえ、都災害時医療救護活動ガイドライン等に沿い医療救護体制の整備を進めます。また、都立広尾病院等と連携した画像電送システムによる診療支援、ヘリコプターによる緊急患者搬送体制を確保します。
- 災害派遣医療チーム DMAT・災害派遣精神医療チーム DPAT の受け入れを円滑に行うため、広域災害救急医療情報システム EMIS の運用体制、受入体制を強化します。
- 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平常時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が迅速に供給できる体制を構築します。
- 在宅で医療機器等を使用している難病患者等の慢性疾患患者、透析患者等に対して対応ができるよう、支援体制を強化します。

## ② 保健衛生活動や福祉支援体制の強化（福祉課・保健医療課・総務課）

### 【脆弱性の評価】

- 大規模災害に備え、保健・福祉施設等における、施設耐震化や稼働対策、水道・エネルギー等の応急供給体制の強化が必要です。
- 災害時においても介護・療養施設等における医療的ケア・介助の継続実施、早期のサービス再開に向けた体制の整備が必要です。
- 災害時要配慮者支援チームの設置など災害時の福祉支援体制の強化が必要です。

### 【強靱化の推進方針】

- 福祉施設等の耐震化、利用者・入所者等の緊急保護をはじめ、サービスの継続に必要な食料、資機材等の備蓄、自家発電設備の設置や稼働時間の延長等に努めるほか、水道、エネルギー等の応急供給体制の強化など稼働対策を進めます。
- 介護保険サービス、障害者サービス、保育サービスなどの早期の再開に向け事業継続体制の整備を支援します。
- 関係機関と連携し、医療、看護、介護等の多職種専門職から成る災害時要配慮者支援チームの運用、災害時に不足する人材の確保など災害時の福祉支援体制の強化を図ります。

## 2-（6）被災者の健康状態の悪化、感染症等の大規模発生

### ① 避難所の運営体制の充実（総務課・保健医療課・福祉課）

#### 【脆弱性の評価】

- 災害時要配慮者をはじめ、ペットの受入等について、発災時にスムーズに対応できるよう避難所運営マニュアルの作成を進める必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

- 避難所での女性や高齢者など、多様な避難者の視点やニーズを取り入れ、国の「避難所運営ガイドライン」を参考に、学校などの管理者、自治会と協力し、地域の実情に合ったマニュアルを整備します。

- 避難所での段ボールベッドやパーテーション等の用意、授乳スペース、高齢者のスペースの確保や簡易テントの準備などプライバシーの確保、熱中症や寒さ対策など環境整備を進めます。
- 要配慮者の避難先となる福祉避難所を確保するとともに、社会福祉施設等管理者や関係団体と連携した設置運営訓練等により実施体制の充実を図ります。
- 医療、保健、福祉の資格保持者の登録をはじめ、社会福祉協議会等関係機関と連携したボランティア活動の支援、福祉避難所の運営人材確保などを進めます。

## ② 感染症のまん延防止に向けた体制の整備(保健医療課・総務課)

### 【脆弱性の評価】

- 大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、都と協力し消毒等の実施や感染症のサーベイランス体制を整備する必要があります。

### 【強靱化の推進方針】

- 「都災害時保健活動ガイドライン」を活用し、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、都と連携し、災害時健康危機管理支援チーム DHEAT の受援体制を構築します。
- 平時からの予防接種の接種率向上を推進するとともに、感染症の知識の周知等を進めます。
- 新型コロナウイルス等の様々な感染症予防マニュアルの作成をはじめ、避難所の分散設置、マスク・消毒液・防護服、パーテーション等の資機材の備蓄など感染症の発生・まん延防止体制を整備します。

## ③ 広域火葬体制の構築(環境衛生課・総務課)

### 【脆弱性の評価】

- 火葬場の防災体制を充実するとともに、広域火葬の支援体制の強化を進める必要があります。

### 【強靱化の推進方針】

- 大規模災害によって発生した遺体が速やかに火葬できない事態に備え、遺体の安置場所の確保や都と連携した広域火葬体制の強化を進めます。

### 3. 行政機能の確保

#### 3-1(1) 行政職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下

##### ① 業務継続計画（BCP）の推進（総務課・各課）

###### 【脆弱性の評価】

- ▶ 大規模災害発生時においても必要な機能を維持する必要があるため、村業務継続計画（BCP）を策定し、組織改正等に応じたマニュアルの見直しを行う必要があります。
- ▶ 重要機関に対して、業務継続計画（BCP）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時の早期稼働を促進する必要があります。

###### 【強靱化の推進方針】

- ▶ 村業務継続計画（BCP）の実効性を高めるため、大規模災害の知見、組織改定、関係機関・事業者との連携強化、防災訓練の実施などを踏まえ改定を行います。また ITC 分野の BCP の導入を検討します。
- ▶ 都等と協力し福祉施設など重要防災施設の業務継続計画（BCP）策定を働きかけます。

##### ② 災害対策本部の機能強化（総務課・情報通信課）

###### 【脆弱性の評価】

- ▶ 都地域防災計画の改定に合わせ、村地域防災計画を改定するとともに、各種マニュアルを作成していますが、更に体制強化を図る必要があります。
- ▶ 庁舎等が被災により使用できない場合を想定した代替施設の確保、通信基盤や自家発電設備、燃料等ライフラインの確保対策、職員用食料等の備蓄等執務環境の整備を進める必要があります。
- ▶ 大規模災害時に、国や都、他市町村、関係機関等と、迅速な情報収集・伝達を行う都災害情報システム（DIS）等の活用を図るとともに、重要情報の損失回避対策を行う必要があります。
- ▶ 職員への各種研修や訓練を行うとともに、職員の安否確認など初動体制の強化に取り組む必要があります。
- ▶ 職員の被災による機能の大幅な低下に対応するため、国や都、他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要があります。

###### 【強靱化の推進方針】

- ▶ 村地域防災計画を改定するとともに、避難指示等の判断・伝達マニュアルなど各種災害対応マニュアルを作成・更新し、南海トラフ巨大地震や火山災害、土砂災害等への対策を推進します。
- ▶ 災害対策の拠点となる庁舎等の耐震化など防災対策を推進するとともに、非常用電源や再生可能エネルギーの導入を進めます。また、必要な資機材、職員用食料等の備

蓄など執務環境の整備に努めるとともに、庁舎機能低下に伴う本部等移転先の複数検討を行います。

- ▶ 大規模災害時に、国や都、他市町村、関係機関等と、迅速な情報収集・伝達を行うため、災害情報システム等の活用を図るとともに、基幹システムのクラウド化やAI等新技術の導入等を進めます。
- ▶ 職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や国・都の災害対策本部合同運営訓練などの様々な訓練を継続して行います。
- ▶ 職員の安否確認及び連絡手段の確保など初動体制の強化に取り組みます。
- ▶ 都への職員派遣要請や応援協定締結自治体への応援要請など、都、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定・受援体制の確立を進めます。

## 4. 情報通信・情報サービスの確保

### 4-1 (1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

#### ① 防災拠点施設等における停電対策（総務課・情報通信課）

##### 【脆弱性の評価】

- 電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災通信システムや災害情報システムなど災害時における情報通信基盤の機能維持に努める必要があります。
- 災害時に迅速に救助や復旧活動等が行えるよう、情報通信施設の防災対策を進める必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

- 防災拠点施設において、災害時における情報通信基盤の機能維持に必要な非常用電源の整備、発電容量の適量化、省電力機器の導入を進めるとともに、事業者との連携により燃料を確保します。
- 迅速に救助や復旧活動等が行えるよう、村、関係機関や事業者も含め、情報通信施設（中継局等も含む）の耐震化や回線の多重化等の防災対策を進めます。

#### ② 放送・通信事業者との連携強化（総務課・情報通信課）

##### 【脆弱性の評価】

- 大規模災害に備え、平時から通信事業者と情報共有や手順の確認等を行うとともに、連携強化に努める必要があります。
- テレビ・ラジオ放送等が災害時に中断・停止しないよう、放送事業者は、中継局等も含めた施設の耐震化や設備の多重化等の防災対策を推進する必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

- 平時から通信事業者と情報共有や手順の確認等を行うなど連携強化に努めます。また、移動電源車、可搬型基地局、車載型移動基地の配備を要請します。
- 放送事業者には、中継局等も含めた施設の耐震化や設備の多重化等の防災対策を要請します。

## 4- (2) 情報サービスの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ

### ① 災害関連情報の伝達手段の多様化(総務課・情報通信課)

#### 【脆弱性の評価】

- ▶ 村防災行政無線をはじめ、緊急地震速報や特別警報、土砂災害警戒情報等の緊急速報メールによるプッシュ型配信がありますが、活用について全ての住民に周知する必要があります。また、戸別訪問など、情報伝達手段の多様化、確実性を高める必要があります。
- ▶ 災害時における通信規制及び電話回線の損傷、大規模停電等に備え、無線を基本とした衛星携帯電話等による情報伝達体制、災害時のリアルタイム情報の確保を進める必要があります。
- ▶ 避難所等の防災拠点において、災害時に必要な情報を入手できるよう、Free Wi-Fiスポット等の整備を促進する必要があります。
- ▶ メディア情報中断の際にも住民に対して的確な情報提供ができるよう防災行政無線等情報通信施設の整備及びLアラート・Jアラート、SNS等の充実を図る必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

- ▶ 防災行政無線(戸別受信機、屋外拡声器)をはじめとして、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)、緊急速報メール、SNSなど伝達手段の多様化を図るとともに、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討します。
- ▶ 防災行政無線については、分かりやすい運用に努めるとともに、広報車(移動局)による難聴地域への対応を推進します。また、防災行政無線難聴状態の解消に向けた取り組みを強化します。
- ▶ 被害を受けにくい情報通信システムに改めるほか、初動マニュアルの整備、情報通信訓練を実施します。
- ▶ 国や市町村、関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、都災害情報システムを運用することにより、情報収集・共有の強化を図ります。
- ▶ 避難所、津波避難施設や庁舎等の防災拠点において、必要な情報を入手できるよう、公衆無線LANを維持管理していきます。また、多幸湾待合場やファミリーキャンプ場等への無線LANを整備します。
- ▶ SNS等の活用による救助要請などの早期取得、現地状況を把握するドローンの運用、監視カメラなどリアルタイム情報収集に向けた取り組みを進めます。
- ▶ 関係機関との連携による被災状況調査、建設・運輸等の事業者との緊急連絡体制の整備を促進します。

- 自治会等との連携により、住民への必要な情報の伝達に努め、SNS等を利用した災害情報伝達訓練などを行います。
- 「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」に基づき、多言語化や視覚化、障害のある人に便利なアプリや機器の導入など災害時要配慮者への災害情報の提供を進めます。
- 住民や島内訪問者等に向けた災害支援情報の発信のため、コミュニティチャンネルの充実を図ります。

## ② 防災・減災意識の向上等(総務課・教育課)

### 【脆弱性の評価】

- 大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、住民一人ひとりが、災害関連情報を正しく理解し、適切な避難行動をとることができるようにする必要があります。
- 大規模地震発生直後の被災者救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、「共助」を担う自治会の活性化に努めることが必要です。

### 【強靱化の推進方針】

- 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、各種の避難訓練など実践的な訓練を推進します。
- 災害発生リスクや適切なタイミングでの避難、周囲への避難の呼びかけなど対処方法等の周知・啓発を継続して行い、防災・減災意識の高揚に努めます。
- 学校では、発達の段階に応じた防災教育の充実に努めるとともに、地域と連携した防災力の向上を推進します。
- 防災士等の地域防災リーダーの育成、資機材整備に取り組むとともに、消防団や関係機関と連携した訓練の実施など、地域防災力の向上を図ります。

## ③ 適切な避難行動の呼びかけ(総務課)

### 【脆弱性の評価】

- 災害が発生するおそれがある場合、空振りをおそれず、適切に避難指示(緊急)等を発令する必要があります。
- 台風など発生の前から予測できる災害に対し、適切に避難等の防災対応を行うため、あらかじめ時系列で整理した「タイムライン(防災行動計画)」の普及が必要です。

### 【強靱化の推進方針】

- 大規模な風水害、土砂災害等が発生するおそれがある場合、適切に避難指示等を発令できるよう、内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等を参考に、発令基準の見直しを行うとともに、手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に住民に伝達できる手段の確保を行います。
- 台風など発生の前から予測できる災害に対し、適切に避難等の防災対応を行うため、

村、防災関係機関はもとより、住民や事業者においても、あらかじめ時系列で整理した「マイ・タイムライン（防災行動計画）」の普及に取り組みます。

#### ④ 災害時要支援者対策（福祉課・教育課・総務課）

##### 【脆弱性の評価】

- 高齢者、障害者など、特に配慮を要する在宅要配慮者の避難を支援できるよう共助・公助による避難支援体制の整備が必要です。
- 介護保険施設やグループホーム、放課後学童クラブなどの各福祉施設における入所者、通所者の避難支援体制の整備が必要です。
- 保育園、小中学校、高等学校など各施設における園児、児童・生徒の保護、避難支援体制の整備が必要です。

##### 【強靱化の推進方針】

- 高齢者に向け緊急時に連絡が取れるよう緊急通報システムの整備を推進します。また、民生・児童委員等と連携し、見守り活動の充実に努めます。
- 避難行動要支援者名簿及び個別計画の更新を行うとともに、民生・児童委員、自治会など避難支援等関係者と協力し、地域における避難支援体制を整備します。
- 高齢者、障害者、乳幼児、外国人など要配慮者について、発災時にスムーズに対応できるよう支援マニュアル等を作成するとともに、支援を行う人材の育成など、支援体制を整えます。
- 園児、児童・生徒が在校（園）時に災害が発生した場合を想定し、避難計画を作成・見直すとともに、一時保護や引き取り、通学路の安全性等の把握などができるよう体制の整備を図ります。
- 津波や土砂災害が想定される区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を支援するとともに、地域の自治会等の協力体制を整備します。
- 社会福祉施設等入所者の島外への広域避難対策について支援、助言を行います。

## 5. 経済活動の機能維持

### 5-1(1) サプライチェーンの寸断や施設等の被災等による経済活動の低下

#### ① サプライチェーンの寸断対策、産業施設等の被災対策(産業観光課)

##### 【脆弱性の評価】

- ▶ 大規模災害発生時におけるサプライチェーンを確保するため、事業者は、被害や生産力の低下を抑える業務継続計画（BCP）の策定に努める必要があります。
- ▶ 農業や漁業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合や漁業協同組合における防災対策を促進する必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

- ▶ 中小企業における主体的な業務継続計画（BCP）策定を促進するため、都と協力し普及啓発を図ります。
- ▶ 農林水産業等における事業継続のため、農業協同組合や漁業協同組合と連携した防災対策の推進、平時からの地産地消の促進など事業継続体制の確立に向けた支援を行います。

#### ② エネルギー供給体制の確保(建設課・総務課)

##### 【脆弱性の評価】

- ▶ エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関において、施設や設備等の耐震化や燃料備蓄等の対策を進めるほか、平時から連携体制を強化する必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

- ▶ 各ライフライン機関において、施設や設備等の耐震化や燃料備蓄、自立・分散型エネルギーの導入等の対策を進めるほか、村においても、平時から訓練や連絡会議等を実施するなど連携体制を強化します。
- ▶ 燃料供給については、国・都と連携し、石油関係団体をはじめとした関係団体等と情報交換を行うなど連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進めます。

#### ③ 基幹的な陸上海上交通ネットワークの機能停止対策(総務課・建設課・東京都)

##### 【脆弱性の評価】

- ▶ 大規模災害により、道路、海上輸送路等の交通ネットワークが分断されることから、国や都、関係機関等と連携し、代替ルートの検討や施設の耐震化等の防災対策を推進する必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

- ▶ 都と連携し、基幹的な道路や港湾・空港施設など交通ネットワークの防災対策や迂回

路の確保、道路等の早期啓開体制を整備します。

- 都と連携し、港湾・漁港施設等の耐地震・耐津波性能を向上させ、南海トラフ巨大地震等の地震・津波に対して人命を守り、被害を小さくするほか、発災後の復旧活動等に必要な緊急輸送に資する岸壁等の整備に努めます。

## 5- (2) 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下

### ① 食料等の供給体制の確保(産業観光課・総務課)

#### 【脆弱性の評価】

- 大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、関係団体等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進める必要があります。
- 農林水産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地や漁港等を復旧し、事業を再開する必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

- 大規模災害時の食料等の安定供給を図るため、農業協同組合や漁業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進めます。
- 大規模災害時に、農林水産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地等を復旧し、事業を再開するため、農林水産業版の業務継続計画の策定を検討します。
- 食品産業事業者、食品等の流通事業者、農業協同組合、漁業協同組合、小売店、商工会との連携・協力により食料等の供給体制の確保対策を進めます。

### ② 物流機能等の維持・早期再開(産業観光課・建設課)

#### 【脆弱性の評価】

- 大規模災害時に備え、村と都や関係団体等との間で締結している協定に基づき、災害時に円滑に緊急輸送等が実施できるよう取り組みを推進する必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

- 大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、支援活動が実施できるよう情報共有に努めるなど、実効性を高めるための取り組みを推進します。また、物資輸送拠点や輸送手段の確保に向け新たな協定締結の検討を進めます。
- 物資の輸送ルート及び被災時の代替えルートを確保するため、国や都、建設事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備します。さらに、都と連携し、道路、港湾・漁港施設等の耐震対策や長寿命化により、インフラの被害軽減を図ります。

## 6. ライフライン、交通等の早期復旧

### 6-1(1) ライフラインの長期間にわたる機能停止

#### ① ライフラインの防災対策の推進（建設課・総務課・環境衛生課）

##### 【脆弱性の評価】

- ▶ 大規模災害による電力、通信、上下水道、LP ガスなどのライフラインの長期停止は、社会生活全般に多大の機能低下をもたらすことから、事業者等は、施設や設備の耐震化や老朽化対策等の促進、復旧体制の充実を図る必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

- ▶ 電力、通信、上下水道、LP ガスなどの各ライフラインを所管する機関や事業者は、施設や設備の耐震化や老朽化対策等を促進するとともに、迅速な復旧を図るため、業務継続計画（BCP）の見直しや非常用電源の配備や燃料確保、資機材や人員の確保等の体制構築を要請します。
- ▶ 迅速な復旧・復興のため、各ライフライン事業者は平時から連絡会議等を通じ情報共有や意見交換を行うなど連携体制の強化を要請します。

#### ② エネルギー供給の多様化（総務課・環境衛生課）

##### 【脆弱性の評価】

- ▶ エネルギー供給源の多様化を図るため、太陽光等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

- ▶ 災害発生時において長期停電の影響を回避するため、家庭や事業所、避難所の自家発電やコージェネレーション設備、蓄電池、電気自動車等の普及促進を図ります。
- ▶ 多様なエネルギー供給源の確保を図るために太陽光・バイオマス、地熱等の自立分散型エネルギーの導入の促進などを進めます。

#### ③ 水資源の確保や節水型社会づくりの推進（環境衛生課）

##### 【脆弱性の評価】

- ▶ 各給水区域の人口動態を考慮し、水源の確保と災害発生時にも対応できる安定した供給体制が求められており、併せて節水方法などの啓発活動が必要です。

##### 【強靱化の推進方針】

- ▶ 限りある水資源を有効に活用するため、実態に応じた水利用の調整に努めるとともに、湧水地の保全等を通じ、健全な水循環の保全を進めます。
- ▶ 水資源の重要性に関する啓発や、節水や雨水利用等に関する情報提供等を通じ、住民の節水意識の高揚に努めるとともに、節水機器等の普及などにより、節水型社会づくりを推進します。

## 6－（２） 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

### ① 下水道等の防災対策の推進（環境衛生課）

#### 【脆弱性の評価】

- 農業集落排水処理施設の維持管理と施設や基幹管路の老朽化に伴う耐震改修や非常用設備の整備などを行う必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

- 農業集落排水処理施設の耐震化、浸水・停電対策をはじめ、施設の改築更新を進めます。また、業務継続計画（BCP）の策定など、速やかな復旧のための体制整備を進めます。
- 防災拠点や避難所におけるマンホールトイレ等の整備、簡易トイレの拡充など被災時の代替性の向上を検討します。
- 農業集落排水処理区域外の浄化槽については、災害に強い合併浄化槽の整備を促進します。
- 農業集落排水処理施設の脱水汚泥を焼却処理する神津島村清掃センターの防災対策を推進します。

## 6－（３） 基幹的な交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

### ① 道路交通ネットワークの整備促進（建設課・総務課・東京都）

#### 【脆弱性の評価】

- 道路交通ネットワークが分断されないよう都と連携を深め、各種交通施設の耐震化や代替ルートの確保、道路啓開体制の整備を進める必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

- 災害に強い幹線道路のネットワーク化を進めるため、都道、幹線村道の整備を推進します。また、橋梁、トンネル、法面等の防災対策を推進します。
- 道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進めます。
- 都道の橋梁やトンネル等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちの修繕など計画的な老朽化対策を要請します。
- 主要道路の代替ルートや避難道路となる村道や農林道についても、法面改良や舗装等の防災対策を進めます。

### ② 港湾・漁港施設等の整備促進（建設課・東京都）

#### 【脆弱性の評価】

- 海上輸送拠点となる港湾や漁港において、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できるよう整備を進めるとともに、計画的に老朽化対策を進める必要があります。
- 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、体制を整備する必

要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

- 港湾や漁港において、都と連携し、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁などの整備を要請します。また、漁港において、陸揚げ岸壁等の重要施設の耐震・津波強化対策を着実に進めます。
- 港湾・漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化対策を要請します。

### 6- (4) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

#### ① 海岸堤防等の整備、耐震対策(建設課・東京都)

##### 【脆弱性の評価】

- 南海トラフ地震等の発生に備え、海岸保全施設等については、発生頻度の高い津波（レベル1津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度）を対象に設計津波水位を設定し、堤防・護岸等の整備を推進する必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

- 堤防・護岸等の海岸保全施設等は、発生頻度の高いレベル1津波を対象として、都と協力し堤防・護岸の嵩上げや耐震化対策等を計画的に進めます。また、高潮対策として波高低減対策を進めます。(再掲)

#### ② 信頼性の高い、災害時道路ネットワークの構築(建設課・総務課・東京都)

##### 【脆弱性の評価】

- 被災地への迅速かつきめ細かな救援・救護、機能復旧に必要な基幹道路の整備や災害時でも通行可能な信頼性の高い道路ネットワークの構築を図る必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

- 緊急輸送道路の整備や災害時でも通行可能な信頼性の高い道路ネットワークの構築を図るため、都と連携し、耐震化等の防災対策を推進します。

## 7. 二次災害・複合災害の抑制

### 7- (1) 複合災害等の大規模な二次災害の発生

#### ① 住宅密集地での延焼防止対策(総務課・建設課・空港消防所)

##### 【脆弱性の評価】

- 緊急車両の通行障害の解消や火災延焼を防止する、安全な集落の形成を図る必要があります。
- 木造住宅の防火対策や火災報知器の設置促進、延焼防止を防ぐために空き家戸数の増加を抑えるなど、火災予防のための取り組みを進める必要があります。
- 同時に発生することが想定される地震・津波火災に迅速に対応するため、消防体制、消防水利等を強化する必要があります。
- 災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る必要があります。また、消防団、自治会の充実強化など、ハード・ソフト対策を組み合わせる必要があり、横断的に進める必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

- 地震発生時等における火災延焼を防止する対策を推進します。
- 感震ブレーカーや消火器の普及促進など家庭における出火防止対策、自治会での消火訓練などを推進します。
- 同時多発火災に対応するため、消防施設の耐震化や資機材の充実、耐震性貯水槽の整備促進、消防団員の確保等の対策を進めます。
- 地震や津波によるLPガス等の放出による延焼を防止するため、事業者にガス放出防止装置等の設置を要請します。

#### ② 海上・臨海部の複合災害対策(総務課・東京都)

##### 【脆弱性の評価】

- 災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練の実施や装備資機材等の機能向上を図る必要があります。
- 高圧ガスや危険物等の貯蔵施設の被災は、周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

- 危険物質を取り扱う施設について、施設の耐震化を要請します。また、各種災害対応の事前計画の策定や災害情報を周辺住民等に迅速に伝達する体制を構築します。

#### ③ 建物倒壊等による交通麻痺対策(建設課・総務課)

##### 【脆弱性の評価】

- 道路等の閉塞を防止するため、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について

て周知を図ります。

- 道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

- 建物の倒壊等により道路が閉塞することがないように、沿道建築物の所有者等に対し、耐震改修促進法に基づく啓発を行います。また、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進します。
- 道路に面する建物やブロック塀等の耐震化対策、看板やガラス等の飛散・落下対策を働きかけます。
- 道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進めます。

### 7- (2) 防災インフラ等の機能不全や土砂等の流出による多数の死傷者の発生

#### ① 山地等の防災対策(総務課・東京都)

##### 【脆弱性の評価】

- 大規模地震等による深層崩壊等が発生等、二次災害の発生を防止する避難情報を提供する体制を整備する必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

- 大規模地震や集中豪雨により深層崩壊や地滑り等が発生する可能性がある場合、二次災害の発生を防止するため、関係機関と連携し迅速に避難情報を提供する体制を整備します。

### 7- (3) 農地、森林等の荒廃

#### ① 農地や農業用施設等の適切な保全管理(産業観光課)

##### 【脆弱性の評価】

- 農地・農業水利施設等の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

- 耕作放棄地の対策及び担い手不足の解消に向けた施策を進め、農地・農業のもつ防災、環境・生態系の保全、景観形成、文化伝承など多面的機能の保全を図ります。
- 農地の保水や土壌流出などの保全機能の維持を図るため、都と連携しながら、保全管理や水利施設の設備更新など農業用施設の長寿命化を進めます。
- 地域コミュニティ等による施設等の適切な保全管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進します。

## ② 森林が有する多面的機能の維持（総務課・産業観光課・東京都）

### 【脆弱性の評価】

- 森林の荒廃等により、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な森林整備や効果的な山地防災対策を進める必要があります。
- 森林が有する多面的機能を維持するため、森林保全活動や環境教育を推進する必要があります。

### 【強靱化の推進方針】

- 森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、水源涵養等）を維持する健全な森づくりを推進し、森林荒廃による土砂の流出や表層崩壊等を防止する治山事業などを進めます。
- 地域に根差した植生の活用等、自然と共生した森づくりや森林保全活動・環境教育を推進します。

## 8. 強靱な姿で復興する条件の整備

### 8-1(1) 災害廃棄物処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

#### ① 実効性のある災害廃棄物処理体制の構築(環境衛生課)

##### 【脆弱性の評価】

- 災害廃棄物発生量の推計、仮置場の確保、処理方法等について事前に具体化するなど、災害廃棄物処理体制の構築に取り組む必要があります。
- 災害廃棄物には、大量のガレキ・土砂等が発生することが予測されるため、広域支援体制の構築が必要です。

##### 【強靱化の推進方針】

- 災害廃棄物処理対策マニュアルの策定、ストックヤード施設等仮置き場の確保など災害時に早急に受け入れできる体制を整備します。
- 都、他の伊豆諸島の島々及び処理事業者と連携し、災害廃棄物処理の広域協力体制の構築を図ります。
- 現在利用している清掃センターを令和17年(2035年)まで活用するために、適切な維持管理に努めるとともに、新清掃センター及び資源リサイクルセンターの整備を推進します。また、廃棄物処理施設については、燃料の備蓄など災害対策を推進します。

##### 【主要事業】

- ・清掃センターの延命化
- ・新清掃センター及び資源リサイクルセンターの整備

### 8-1(2) 人材不足、地域コミュニティの崩壊等による復興の大幅な遅れ

#### ① 復旧・復興を担う人材等の確保(総務課・福祉課・建設課)

##### 【脆弱性の評価】

- 大規模災害時における道路啓開等の復旧・復興を迅速に行うためには、建設業者の協力体制が必要です。
- 職員・施設等の被災による行政機能の低下を回避するため、都や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要があります。
- 社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、災害ボランティアの育成や災害ボランティア受入体制を整備する必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

- 大規模災害時における道路啓開等の復旧・復興を迅速に行うため、建設事業者との協力体制の実効性を高めます。

- 村の職員・施設等の被災を回避するため、職員への被災防止研修の実施をはじめ、他自治体からの支援を円滑に受ける受援計画を策定し受入体制を整備します。
- 社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンター設置訓練等を行うなど、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備します。

### ③ 地域コミュニティの活性化(総務課・情報通信課・企画財政課)

#### 【脆弱性の評価】

- 地域が迅速に復旧・復興するためには、地域コミュニティの活性化を図ることが必要です。また、地域課題の解決に取り組むため、地域協働ネットワークの構築を支援する必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

- 自治会や消防団等を中心に、地域住民や事業所等が協力し、防災訓練等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図ります。
- 防災士等の養成、男女共同参画の視点からの防災対策の推進等により地域の防災活動を支える人材の育成を進めます。
- 地域の担い手など人材確保のため移住・定住促進策を推進します。

### ③ 文化財の防災対策(教育課)

#### 【脆弱性の評価】

- 文化財建造物及び文化財収蔵施設の耐震化をはじめ、被災文化財の救出活動等を行うため、災害対応能力の向上を図る必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

- 災害発生時における被災文化財の救出活動を適切に行うため、文化財所有者をはじめ都や関係機関等と連携を図りながら、災害対応訓練等を実施し、災害対応能力の向上を図ります。
- 各施設(歴史、芸術、産業、自然科学等)における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を防止します。
- 各施設の収蔵物のほか、有形・無形の文化を写真や映像等に記録し、アーカイブ化を進めます。

## 8- (3) 生活・経済支援の遅延による復旧・復興の大幅な遅れ

### ① 生活支援体制の整備（各課）

#### 【脆弱性の評価】

- 災害復旧・復興を迅速に取り組むため、避難所運営人材の育成をはじめ、仮設住宅用地の確保・整備、被災建築物応急危険度判定、応急仮設住宅の建設や民間借上げ、罹災証明書の手続きの速やかな交付、税の減免など様々な生活支援が必要となります。

#### 【強靱化の推進方針】

- 避難所において、良好な生活環境の確保を図るため、必要な資機材等の整備や運営する人材の育成に努めます。
- 応急仮設住宅の建設など体制の整備を図るとともに、空き家活用や宿泊施設の一時転用なども含め民間借上住宅の提供を検討します。
- 仮設住宅建設候補地において、災害発生時にスムーズに利用できるよう事前協議を行うとともに、用地の確保検討・協議を進めます。
- 被災住宅の応急修理や新築等を支援するため、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、速やかに実施できる体制を整備します。
- 罹災証明書の迅速な発行や被災者台帳の円滑な作成のため研修を実施し、生活再建支援に早期着手できる体制を構築します。
- 速やかに生活が再建できるよう、国・都税の特例措置の広報、村による税の減免や補助・助成金を実施する体制を整備します。
- 経済活動が低下した場合の国・都・村による現金給付等の支援や雇用の維持などサポート体制を想定しておきます。
- 大規模災害に備えた財政調整基金等の増額を検討します。

### ③ 風評被害の防止（総務課・産業観光課・情報通信課）

#### 【脆弱性の評価】

- 災害発生時において、正しい情報を発信するため、発信すべき情報、情報発信経路を検討しておく必要があります。
- 消費者の過剰反応などの風評被害等を防ぐため、必要な情報を迅速かつ的確に発信する必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

- 災害発生時における風評被害払拭のため適切かつ積極的な広報活動を実施します。また、特産品や観光業等の風評被害対策に取り組めます。

## 第5章 重点プログラムの設定

### 1. プログラムの重点化の考え方と設定方法

本計画では、国の基本計画で設定された事態を参考に、脆弱性評価のプロセスを踏まえ、25の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

さらに、本村の特性や被害想定を勘案し、以下に示す視点から優先度を総合的に判断し、「重点化すべきプログラム」として選定しました。

- 「起きてはならない最悪の事態」による本村での被害想定の大きさや当該事態が与える影響の大きさを評価
- 国・都・民間事業者など、それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで事態の回避に向けた取組を推進する上で、本村が担うべき役割の大きさを評価
- 当該事態を回避することにより、他の複数の事態の回避や被害軽減への寄与度を評価

### 2. 重点化すべきプログラムの一覧

本計画では、以下の14の「重点化すべきプログラム」を選定しました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	重点化すべきプログラム
1 最大限の人命保護	(1)地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生	○
	(2)津波等による多数の死傷者の発生	○
	(3)風水害や土砂災害等による多数の死傷者の発生	○
	(4)火山噴火による多数の死傷者の発生	○
2 迅速な救助・救急、医療及び避難生活の環境確保	(1)生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	○
	(2)長期にわたる孤立地域の発生	○
	(3)消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足	○
	(5)医療・保健・福祉機能の麻痺	○
3 行政機能の確保	(6)被災者の健康状態の悪化、感染症等の大規模発生	○
	(1)行政職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下	○
5 経済活動の機能維持	(1)サプライチェーンの寸断や施設等の被災等による経済活動の低下	○
	(2)食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下	○
6 ライフライン、交通等の早期復旧	(1)ライフラインの長期間にわたる機能停止	○
7 二次災害・複合災害の抑制	(2)防災インフラ等の機能不全や土砂等の流出による多数の死傷者の発生	○

### 3. 重要業績指標（KPI）

指 標	基準値	目標値	関連する「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」
避難訓練参加者数	555 名 R1 年度	650 名 R6 年度	1-(1) 地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生 4-(2) 情報サービスの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ
幹線道路・生活道路(都道・村道)の整備率	55% H30 年度	75% R6 年度	1-(1) 地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生 5-(1) サプライチェーンの寸断や施設等の被災等による経済活動の低下 5-(2) 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下 6-(3) 基幹的な交通ネットワークの長期間にわたる機能停止 6-(4) 防災インフラの長期間にわたる機能不全
津波避難タワー設置数	1	1	1-(2) 津波等による多数の死傷者の発生
土砂災害ハザードマップの作成	有り	改定	1-(3) 風水害や土砂災害等による多数の死傷者の発生
火山避難マニュアル等の策定	有り	改定	1-(4) 火山噴火による多数の死傷者の発生
避難所運営マニュアルの作成	有り	改定	2-(6) 被災者の健康状態の悪化、感染症等の大規模発生
業務継続計画の改定	有り	改定	3-(1) 行政職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下
受援計画の策定	二	策定	3-(1) 行政職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下

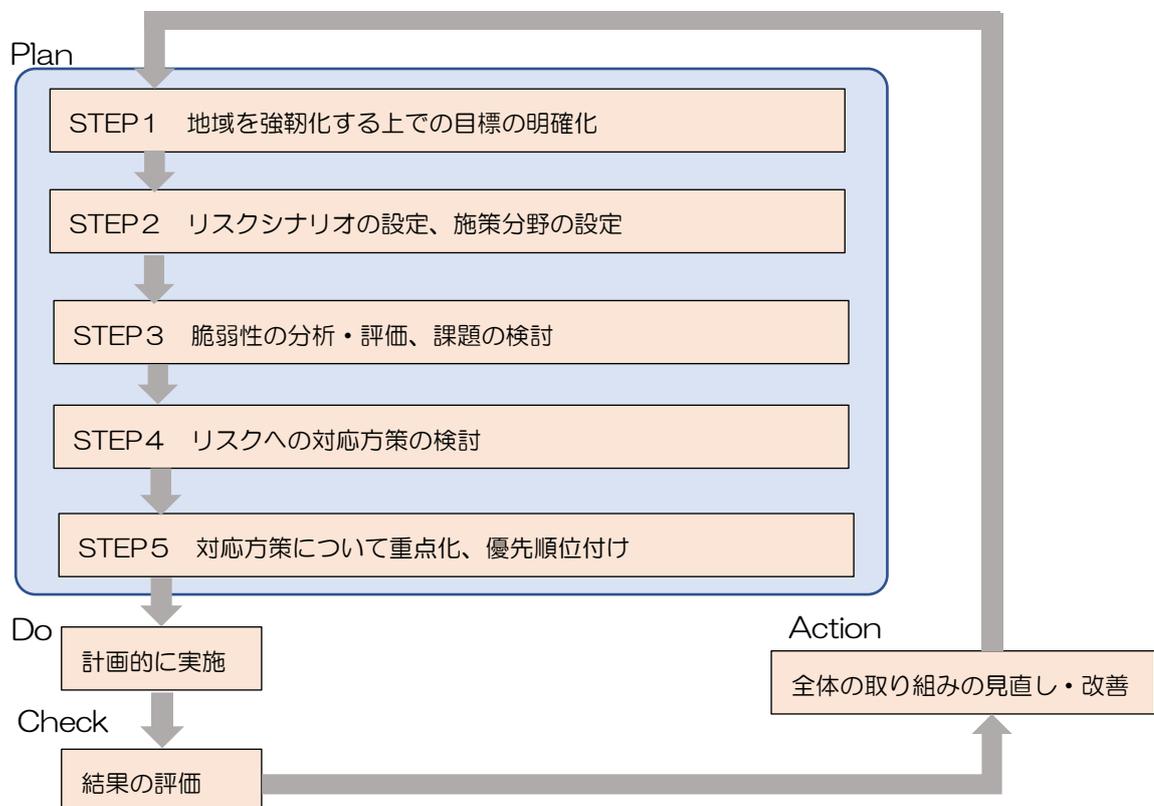
## 第6章 計画の推進

### 1. 本計画の進捗管理

本計画に基づく取組を確実に推進するため、関連事業等の進捗状況を毎年度把握し、各種取組の見直しや改善、必要となる予算の確保等を行いながら事業を推進します。また、本村だけでは対応できない事項については、国・都・関係機関等への働きかけなどを通じ、事業の推進を図ります。

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、PDCA サイクルを繰り返して進めます。

#### ■ 基本的な進め方



### 2. 他の計画等の見直し

本計画は、本村の地域強靱化の観点から、村の総合計画や地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針であり、他の計画等においては、必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合を図っていきます。